

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月28日
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03(5778)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ戦略部 部長 ジョーシ ガブリエレ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03(5778)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ戦略部 部長 ジョーシ ガブリエレ
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 250,035,000円 (新株予約権証券) その他の者に対する割当 8,506,680円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 808,539,680円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	633,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式（以下「本新株式」という。）の発行は、平成30年3月28日（水）開催の取締役会決議によります。なお、本新株式のうち、126,600株は、特別利害関係者である菊川暁に対して割り当てることとしております。当該割当分につきましては、菊川暁以外の出席者全員の賛成により、本新株式の発行を決議しており、菊川暁は決議に参加しておりません。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	633,000株	250,035,000	125,017,500
一般募集			
計（総発行株式）	633,000株	250,035,000	125,017,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は125,017,500円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
395	197.5	100株	平成30年4月13日（金）	-	平成30年4月13日（金）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われませんこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ガーラ グループマネジメント部	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	20,254個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	8,506,680円
発行価格	新株予約権1個につき420円(新株予約権の目的である株式1株当たり4.20円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月13日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
払込期日	平成30年4月13日(金)
割当日	平成30年4月13日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

- (注) 1. 株式会社ガーラ第4回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成30年3月28日(水)開催の取締役会決議によります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。
5. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,025,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、395円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	808,539,680円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年4月13日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成32年4月12日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金420円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期  
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
  3. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
  4. 株券の不発行  
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
  5. 株式の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
  6. ロックアップ条項  
当社はOakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年4月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

## 7. 先買権条項

### (1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

### (2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役員職またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

### (3) 違反時の手続

当社が上記「(1) 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年4月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

## 8. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。



(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

a. 本新株式

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
250,035,000	1,430,000	248,605,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬925,000円、株式事務代行手数料200,000円、株式上場手数料200,000円及び調査料105,000円を予定しております。

b. 本新株予約権

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
808,539,680	1,750,000	806,789,680

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額8,506,680円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額800,033,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用1,500,000円、登録免許税及び司法書士報酬170,000円及び株式上場手数料80,000円を予定しております。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
スマートフォンアプリ事業		
・「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」の開発資金	116	平成30年4月～ 平成30年10月
・国内外の新作タイトル獲得のためのライセンスフィー及びミニマムギャランティー資金	99	平成30年4月～ 平成30年10月
・「Flyff Legacy(フリフレガシー)」のマーケティング活動資金	33	平成30年4月～ 平成30年6月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

b. 本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
スマートフォンアプリ事業		
・「Flyff Legacy(フリフレガシー)」のマーケティング活動資金	99	平成30年7月～ 平成31年3月
・「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」のマーケティング活動資金	80	平成30年9月～ 平成31年3月
・国内外の新作タイトルのマーケティング活動資金	120	平成30年4月～ 平成31年3月
新規事業展開又はM&Aを含む資本・業務提携のための資金	506	平成30年4月～ 平成32年4月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(800百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性が

あります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。

3. 新株予約権の行使による資金調達であるため、資金調達ができた段階において、下記の優先順位で着手する予定であります。

「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のマーケティング活動資金

「Rappelz Mobile (ラベルズモバイル)」のマーケティング活動資金

国内外における新作タイトルのマーケティング活動資金

新規事業推進のための活動資金 (M&A等の資金)

#### (資金調達の目的)

当社グループは、「世界No. 1のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、継続的な収益の拡大を実現するため、ゲーム事業を中心にグローバルなビジネス展開を推進し、世界規模のビジネスネットワークの構築にむけて取り組んでおります。平成26年3月31日及び平成27年5月11日には第三者割当増資による資金調達を実施し、スマートフォンアプリ事業を主力事業に移行すべく、国内外のスマートフォンアプリの開発とそのビジネスの推進を行ってまいりました。

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の大きな柱の一つとして、当社グループが開発したMMORPG (\*1) の2大タイトルであるPCオンラインゲーム「Flyff Online (フリフオンライン) (\*2)」及び「Rappelz Online (ラベルズオンライン) (\*3)」を題材としたスマートフォンアプリの開発に注力してまいりました。

そして、平成26年12月には「Flyff Online (フリフオンライン)」を題材にしたスマートフォンアプリ「Flyff All Stars (フリフオールスターズ)」のダウンロード配信を開始し、平成29年1月には、「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のダウンロード配信を開始いたしました。

また、現在、「Rappelz Online (ラベルズオンライン)」を題材にしたスマートフォンアプリ「Rappelz Mobile (ラベルズモバイル)」の開発を行っており、平成31年3月期のリリースに向けて開発及び準備を進めております。

\*1: Massively Multiplayer Online Role Playing Game: 大規模多人数参加型ロールプレイングゲーム。インターネットを利用し、数千人規模のユーザーが同時に参加して遊べるロールプレイングゲームのこと。

\*2: 「Flyff Online (フリフオンライン)」は、世界で初めてキャラクターが空を飛ぶことに成功したことで有名なファンタジーな世界観の中で冒険するコミュニティ型のMMORPGであり平成14年から多言語化でサービスを展開し、累計ダウンロード者数は5,000万人以上、最大月商4億円のアイテム課金額を記録しました。

\*3: 「Rappelz Online (ラベルズオンライン)」は、グラフィッククオリティの高いヨーロッパアンスタイルのMMORPGであり平成16年から多言語化でサービス展開し、累計ダウンロード者数は5,900万人以上、最大月商3億円のアイテム課金額を記録しました。

当社では、スマートフォンアプリ事業をビジネスの中核に捉えて、早期の収益化を目指して、数々の施策に取り組んでおりますが、以下を経営課題として認識しております。

#### スマートフォンアプリ事業の早期収益化

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の早期収益化を目指しております。当社グループが開発し平成26年12月にダウンロード配信を開始し、平成28年10月にサービス提供を終了したスマートフォンアプリ「Flyff All Stars (フリフオールスターズ)」や、ライセンスを獲得し平成28年9月にダウンロード配信を開始したスマートフォンアプリ「Arcane (アーケイン)」は、いずれも累計100万人以上のダウンロード者数を獲得いたしました。オンラインゲーム事業の減益を補うまでの収益貢献には至っておらず、更なるスマートフォンアプリ事業の売上高拡大を図る必要があります。オンラインゲーム事業で培われた当社グループの強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開により、日本国内だけでなく、海外市場でも活かせる新たな収益源とすべくスマートフォンアプリ事業の展開に注力してまいります。

#### 新たな収益基盤の確立

当社は、主力事業であるオンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業による売上高の拡大による企業成長及び収益基盤の確立ならびに利益確保のための体制確立を目標としております。しかしながら、主力事業であるゲーム事業は市場変化が激しく、ユーザーニーズの移り変わりが早いため、収益基盤は不安定であり、ゲーム事業以外の収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立することが重要な経営課題であると認識しております。

当社は、経営課題の解決のため、主力事業であるスマートフォンアプリ事業の早期収益化を成長戦略の中核の一つに据え、良質なゲームタイトルに経営資源を集中することにより、売上・利益の安定成長を実現してまいります。また、当社がゲーム事業で培ってきたグローバルなサービス展開ノウハウを活かし、ゲーム事業以外の収益基盤を確立するため、今後の市場拡大が見込まれるインバウンド分野、VR・AR(\*4)分野などの成長分野へ新規参入し、新たな収益基盤を構築してまいります。

\*4: VR・AR(Virtual Reality / Augmented Reality)は、360度パノラマ映像、コンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせ3D-CGなどで人工的に現実感を作り出す技術。

よって、当社グループでは上記の経営課題上における競争優位性を確立すべく、平成31年3月期より実行する予定の以下の事業について、今回調達する予定の資金を充当してまいります。

#### スマートフォンアプリ事業の推進

##### a. 「Flyff Legacy(フリフレガシー)」のグローバル展開推進

「Flyff Legacy(フリフレガシー)」は、平成29年1月の韓国語版のサービス提供開始以来、平成29年5月に英語版(フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、ベトナム、インドネシア)、平成29年9月に日本語版、中国語版(台湾、香港、マカオ)、タイ語版(タイ)、英語版(北米等)、平成29年12月に英語・ドイツ語・フランス語版(欧州)、平成30年3月にアラビア語版(グローバル(韓国、日本、東南アジア、中国、台湾以外))とサービス配信を行っており、当社の強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開による配信を進めております。

このように各国のネイティブ言語に対応したサービスを提供するとともに、各国におけるユーザーサポート体制を整備するなどきめ細やかな対応を行っており、またソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を中心にコアユーザーをターゲットにしたマーケティング活動により北米及び欧州を中心に着実にダウンロード数を伸ばしており、平成30年3月期第3四半期には、売上高についても順調に推移し、この「Flyff Legacy(フリフレガシー)」の売上の寄与によりスマートフォンアプリ事業の売上高が前年同四半期比26,518千円(10.3%増加)と大きく増加しております。

今後、さらにブラジル、スペイン、ロシア、南アメリカ及び中国でサービス提供を予定しており、新たなサービス提供地域及び既存のサービス提供地域における更なるダウンロード数の増加や課金による収益確保を実現するため、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があり、平成30年4月から平成30年6月までのマーケティング活動資金に確実な資金調達手段である本新株式で調達する33百万円を充当いたします。また、平成30年7月から平成31年3月までのマーケティング活動資金に本新株予約権及びその行使により調達する99百万円を充当いたします。

なお、マーケティング活動の主な内容は、広告宣伝のための各種プロモーションを予定してまいります。

##### b. 「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」のサービス投入

当社グループのPCオンラインゲーム「Rappelz Online(ラベルズオンライン)」を題材とした「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」は、平成31年3月期サービス開始に向けて、当社連結子会社であるGala Lab Corp.が順調に開発を進めております。「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」は、「Flyff Legacy(フリフレガシー)」で得たスマートフォンアプリのノウハウをもとに開発を進め、さらに、GPS機能やヴァーチャルリアリティ機能を追加することによりVR・ARの技術をゲームに取り入れ、「Rappelz Online(ラベルズオンライン)」のコアユーザーのみならず新たなユーザーを取り込み早期の収益化が図れると考えております。

このため、本格的なサービス展開に向けた開発資金を本新株式で調達する116百万円を充当いたします。また、グローバル展開における各種プロモーション等のマーケティング活動も予定しており、本新株予約権及びその行使により調達する80百万円を充当いたします。

c. 国内外における新作タイトル投入

当社グループはスマートフォンアプリ事業における優位性の確保を早期に実現するために、他社開発による人気タイトルのライセンスを獲得し、当社グループの強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開による配信を行うことにより当社グループによる新作タイトルのパブリッシングを強化してまいります。また、当社グループが開発した新作タイトルを他社パブリッシャーへ提供することや、当社グループによるパブリッシングを行っていくことにより国内外において新作タイトルを投入してまいります。

平成31年3月期において、他社開発のスマートフォンアプリのライセンスを新たに獲得することを予定しており、タイトル獲得のためのライセンスフィー及びリリース時に支払いが必要となるミニマムギャランティー資金として、確実な資金調達手段である本新株式で調達する99百万円並びに新作タイトルのマーケティング活動資金として本新株予約権及びその行使により調達する120百万円を充当いたします。なお、マーケティング活動の主な内容は、事前登録や広告宣伝のための各種プロモーションを予定しております。

新規事業推進による収益基盤の構築

今後の市場拡大が見込まれるインバウンド分野、VR・AR分野を始めとする成長分野へ新規参入し、新たな収益基盤を構築してまいります。

当社の連結子会社「Gala Lab Corp.」「Gala Connect Inc.」「Gala Mix Inc.」は韓国に拠点を構えてグローバルなビジネスを展開しており、全従業員の8割以上を占めている状況であります。この韓国を中心とした経営資源とのシナジーの発揮を目指し、今後の市場拡大が見込まれるインバウンド分野、VR・AR分野を始めとする成長分野への新規参入を予定しております。新規事業の推進にあたっては、最新の技術や事業ノウハウの対応に迅速に行動することが肝要であるため、当該分野を事業領域とする企業との協業またはM&Aを含む資本・業務提携を積極的に実施することにより、収益基盤の構築を図ってまいります。

2020年に訪日外国人観光客数4,000万人とする政府目標のなか、韓国からの訪日外国人数は中国に次いで年々増加傾向にあります。訪日外国人の多数を占める韓国人旅行者の行動特性や、旅行事業者のサービス展開状況をタイムリーに把握しながら、他国からの訪日旅行者も含めたインバウンド分野における新たな事業展開を図ることを想定しております。現時点においては、当社の多言語化開発・サービス運営ノウハウを活かした翻訳・通訳サービス関連事業、ゲーム開発のノウハウを活かした各種アプリ開発事業等を想定しております。また、VR・AR分野においては、当社のスマートフォンゲームアプリに導入している技術やコンテンツ開発を足掛かりとして、VR・ARの導入が進みつつある観光、旅行、EC通販、広告、不動産などの業界に向けたVR・ARアプリやコンテンツの企画開発及び導入支援等の事業展開を想定しております。

現時点において確定したM&Aを含む資本・業務提携先はございませんが、対象会社として当該分野における営業利益100百万円程度の規模の企業を想定し、企業の探索に着手しております。案件が具体化した場合に適時に実行に移すためには機動的な資金調達手段を確保しておく必要性が高いと判断いたしました。このため、新規事業開発又はM&Aを含む資本・業務提携を実行するために本新株予約権及びその行使により調達する506百万円を充当いたします。

また、今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

Oakキャピタル株式会社

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第156期 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第157期第1四半期 (自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月4日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第157期第2四半期 (自平成29年7月1日至平成29年9月30日) 平成29年11月2日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第157期第3四半期 (自平成29年10月1日至平成29年12月31日) 平成30年2月2日 関東財務局長に提出

菊川 暁

氏名	菊川 暁
住所	東京都港区
職業の内容	当社代表取締役グループCEO

## b. 提出者と割当予定先との関係

Oakキャピタル株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	100株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

菊川 暁

出資関係	持株保有数は3,502,900株。保有割合は22.06%であります。(注)
人事関係	当社代表取締役であり、関連当事者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	平成26年3月31日付当社第三者割当増資50,008千円(266,000株)を引き受けております。

(注) 資本関係は平成29年9月30日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

## Oakキャピタル株式会社

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、Oakキャピタル株式会社は、当社の平成26年3月31日付で実施した第三者割当による新株式の発行及び第2回新株予約権の発行による資金調達並びに平成27年5月11日付で実施した第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権の発行による資金調達を引き受けており、当該新株式及び新株予約権の全額を払い込み、また新株予約権を速やかに行使し、当社に対する資金供給を行ってきた実績があります。さらに、同社はゲーム開発会社への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、スマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致しました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があります。

なお、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

以上の理由から、最終的に平成30年3月28日開催の当社取締役会において、同社を本新株式と本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において15年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

## 菊川 暁

割当予定先の菊川暁は、当社の創業者であり代表取締役であります。

当社は、平成24年3月期連結会計年度から6期継続して営業損失及び親会社に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社では、当該状況を早期に解消又は改善すべく対応策に取り組んでおりますが、平成30年3月期第3四半期連結累計期間において売上高が前年同四半期に比べて2.4%増加し、544,405千円となったものの、営業損失227,342千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失227,713千円を計上しております。これらを鑑み、平成30年3月期におきまして、菊川暁より早期の業績回復を目指し、経営責任を全うするため、当社グループの資金需要逼迫時には、自己資金の投入により会社経営を支援するとの申し出がありました。これを受けて、当社取締役会は、特別利害関係者である菊川暁以外の出席取締役にて検討を行い、本新株式の発行が将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主様株主価値の向上につながるものと判断し、菊川暁を割当予定先として選定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社：本新株式による当社普通株式 506,400株

本新株予約権の目的である株式の総数は2,025,400株

菊川 暁：本新株式による当社普通株式 126,600株

## e．株券等の保有方針

## Oakキャピタル株式会社

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、同社は当社に対して、取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で表明しております。

## 菊川 暁

割当予定先である菊川暁は、本新株式により取得した当社株式に関し、長期保有の意向を口頭で表明しております。

なお、当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社及び菊川暁から、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## f．払込みに要する資金等の状況

## Oakキャピタル株式会社

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は、同社の直近の保有資金から、既に同社が決定しているファイナンスを実施しても、本新株式及び本新株予約権に要する資金が確保されている旨の報告を口頭で受けております。また、割当予定先の平成30年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

## 菊川 暁

当社は、割当予定先である菊川暁が、本新株式に必要な自己資金を十分に有していることを預金通帳の写し及び本人へのヒアリングで確認しております。

## g．割当予定先の実態

## Oakキャピタル株式会社

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と暴力団等の関係があることを認めませんでした。当社は、同社、同社役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

## 菊川 暁

当社は、割当予定先である菊川暁が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号、代表取締役荒川一枝）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

これらにより、当社は菊川暁が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。なお、当社は割当予定先である菊川暁が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

##### a. 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年3月27日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値である395円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直近営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値の単純平均値411.00円(小数点第3位以下四捨五入)からは3.89%のディスカウント率となり、直近3か月間の終値の単純平均値410.03円(小数点第3位以下四捨五入)からは3.67%のディスカウント率となり、直近6か月間の終値の単純平均値399.03円(小数点第3位以下四捨五入)からは1.01%のディスカウント率となっております。これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、監査役3名(全員社外監査役)から、上記発行価格について、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたことは、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること及び上記発行価格は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

##### b. 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役 野口真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価(395円)、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ64.72%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.141%)、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の180%を20営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は150個(15,000株)とし、行使して得た株式は一定量(15,000株)ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施し、その結果、本新株予約権1個の払込金額を420円(1株当たり4.20円)と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を公正価値の算定結果と同額の金420円(1株当たり4.20円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年3月27日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の395円と同額の395円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、当該本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値の単純平均値411.00円(小数点第3位以下四捨五入)からは3.89%のディスカウント率となり、直近3か月間の終値の単純平均値410.03円(小数点第3位以下四捨五入)からは3.67%のディスカウント率となり、直近6か月間の終値の単純平均値399.03円(小数点第3位以下四捨五入)からは1.01%のディスカウント率となっております。

また、平成30年3月28日の当社取締役会に監査役3名(全員社外監査役)から、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎として



おります。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数は633,000株(議決権の数は、6,330個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数2,025,400株(議決権の数は20,254個)を合算すると2,658,400株(議決権の数は26,584個)となり、平成30年3月28日における当社の発行済株式数15,880,800株(議決権数158,788個)に対して16.74%(議決権の総数に対する割合は16.74%)の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権発行による資金調達は、「2.募集の目的及び理由」に記載の当社のスマートフォンアプリ事業の推進による早期収益化と新規事業展開を通じた収益基盤の構築を実現していくことは、企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。

本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高516,194株に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数2,658,400株を本新株予約権の行使期間2年間(500営業日と仮定)で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は5,317株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の1.03%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
菊川 暁	東京都港区	3,502,900	22.06%	3,629,500	19.58%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10-24	100	0.00%	2,531,900	13.66%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14-1	189,600	1.19%	189,600	1.02%
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	151,897	0.96%	151,897	0.82%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	132,600	0.84%	132,600	0.72%
後藤 亜希子	群馬県高崎市	107,400	0.68%	107,400	0.58%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	76,800	0.48%	76,800	0.41%
江平 文茂	埼玉県志木市	72,800	0.46%	72,800	0.39%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	62,400	0.39%	62,400	0.34%
竹内 勝徳	東京都中央区	60,000	0.38%	60,000	0.32%
計	-	4,356,497	27.44%	7,014,897	37.84%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成29年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準としております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月28日現在の総議決権総数(158,788個)に、本新株式による発行株式633,000株及び本新株予約権の目的となる株式の数2,025,400株により増加する議決権数(26,584個)を加えた数によって算出しております。

3. 平成30年3月28日現在の発行済株式総数は15,880,800株であります。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成29年6月26日提出）、本有価証券届出書提出日（平成30年3月28日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日（注）	26,000	15,880,800	3,997	3,105,524	3,997	1,245,093

（注） 新株予約権の行使による増加であります。

### 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期）及び四半期報告書（第25期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月28日）までの間に、新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年3月28日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 事業等のリスク

(1)～(6)略

#### (7) 第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の割当予定先について

当社はスマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的として、平成30年3月28日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社及び菊川暁を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは、当社株式の保有方針として、新株式の割当及び第4回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果、交付を受けることとなる当社株式について、市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

#### (8) 資金調達について

当社はスマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的として、平成30年3月28日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第4回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

## (9) 株式価値の希薄化について

当社はスマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的として、平成30年3月28日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社及び菊川暁を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行並びにOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第4回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は15,880,800株であり、新株式の発行により、633,000株（議決権の個数6,330個）、第4回新株予約権がすべて行使された場合、2,025,400株（議決権の個数20,254個）の新株式が発行されることにより、平成30年3月28日の当社の発行済普通株式総数15,880,800株（議決権の数は158,788個）に対して16.74%（議決権の総数に対する割合は16.74%）の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月24日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失426,822千円及び親会社株主に帰属する当期純損失470,952千円を計上している。また、当連結会計年度においても、営業損失399,809千円及び親会社株主に帰属する当期純損失404,809千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月24日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 俊一	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋葉 陽	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失136,758千円及び当期純損失579,212千円を計上している。また、当事業年度においても、営業損失288,103千円及び当期純損失350,152千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月8日

株式会社ガーラ  
取締役会 御中

### 海南監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 溝 口 俊 一 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 秋 葉 陽 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失399,809千円及び親会社株主に帰属する当期純損失404,809千円を計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失227,342千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失227,713千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。